「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における
健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

山形県金山町

Ⅰ．監査委員の審査及び議会への報告について

各指標の算定につきましては、総務省から示された令和７年度決算における算定方法及び算定様式に基づき比率を算出し、算定の基礎事項を記載した書類について監査委員から審査していただき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年６月２２日法律第９４号）第３条第１項により、監査委員の意見を付して９月４日に議会へ報告いたしました。

Ⅱ．令和７年度決算における健全化比率、資金不足比率について

健全化判断比率【（ ）は早期健全化基準比率】

①実質赤字比率	実質赤字なし（１５．０%）	
②連結実質赤字比率	実質赤字なし（２０．０%）	
③実質公債費比率	９．４%（２５．０%）	前年度対比＋０．２%
④将来負担比率	負担比率なし（３５０．０%）	

資金不足比率【早期健全化基準比率２０%】

①水道事業会計	資金不足なし
②下水道事業会計	資金不足なし

Ⅲ．監査委員の意見

別紙意見書のとおり

令和８年８月２６日

金山町長　　佐　藤　英　司　　殿

金山町監査委員　　丹　　洋　一

金山町監査委員　　中　村　忠　行

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に伴う
審査意見について

このことについて、別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

１．審査の根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年６月２２日法律第９４号）第３条第１項により、次のとおり意見を提出する。

２．審査の概要

７月１５日に提出された令和７年度決算における健全化判断比率、資金不足比率についての基礎事項を記載した書類が適正であるかを審査した。

３．審査の結果

令和７年度決算における健全化判断比率、資金不足比率の算定については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領に基づき審査したところ、適切に漏れなく算定されていると認められる。

４．個別意見

⑴　健全化判断比率について

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」については、対象となる全ての会計で実質収支の黒字や剰余額があり「実質赤字なし」となっている。

近年は、公営企業の施設整備に伴う償還終了等により公債費が低位に推移している。また各基金について、着実に積み増しできている状況である。

「実質公債費比率」は、下水道事業会計の公営企業に対する地方債償還の財源に充てた繰入金の増加や、令和６年度豪雨に係る災害復旧事業等に加え、非常用電源装置設置事業等の大型普通建設事業の実施及び金利上昇局面の影響により、３か年平均で前年度より０．２％の増加となった。実質公債費比率は３か年平均で算出されるが、単年度でみると１０．４％と過去５年間で一番高い比率であり、昨年度比１．７％の増加となっている。

「将来負担比率」は、非常用電源装置設置事業の実施により、足元の地方債残高は増加したものの、基金の積み増しや基準財政需要額算入見込額の増加により、改善要因となる充当可能財源等が増加している。結果として、４か年連続で「比率なし」となって

いる。

以上のとおり、令和７年度決算では各比率ともに基準内である。公共施設の集約化や事業見直し等を実施してきたことにより、令和３年度以降の比率が改善している状況にあり、災害の発生等、特殊要因には注意が必要だが、今後の見込みも問題ないと思料する。

現在は、地方交付税の増額等、外発的要因も多分に影響し、基金残高を伸ばしているが、今後は人口減少等により地方交付税は減少し、財源確保のための基金取崩しが常態化することも想定される。

将来の負担軽減を見据えた財政運営においては、災害等の有事に備えた十分な対応や福祉行政サービスの安定な提供が損なわれることのないよう、歳入規模に適した経常経費となるよう見直しを継続し、実質赤字比率が発生しないよう財政健全化に努めていただきたい。

⑵　資金不足比率について

適用となる公営企業は、上水道事業及び下水道事業の２事業であるが、両会計で繰越金や内部留保資金等の剰余額を有していることから「資金不足なし」となっている。

⑶　全体として

物価上昇局面における町民支援のほか、行政のデジタル・トランスフォーメーションへのさらなる推進など、現代社会に沿った行政サービスの提供が求められている。

町民の福祉サービスに財政悪化の影響が出ないよう、前述のとおり、第一に歳入規模に適した行政サービスと公共施設の在り方について引き続き見直しを要するものと考える。

さらに、事業見直しの考え方としては、その進捗状況について積極的に町民に情報を提供し透明性を確保することに加え、一方的なサービスの縮小だけでなく、人口等の動向を客観的な根拠とし、現在だけでなく今後見込まれる将来のニーズを捉え、総体的な町民サービスの向上が図られる事業を実施していただきたい。

総括表① 健全化判断比率の状況 （令和7年度決算）

Ver.07.00

（単位：%）

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
063614	山形県	金山町	－	－	9.4	－

団体区分　5.町村

↑※必ず選択して下さい。

（単位：%）

標準財政規模（千円）	うち臨時財政対策債発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
2,900,273	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 （令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 **山形県金山町**

（単位：千円）

会計名			実質収支額	（分母比）
一般会計等	一般会計		193,882	6.7
	一般会計等に属する特別会計			
小計			193,882	6.7
標準財政規模			2,900,273	100.0
実質赤字比率（%）			**-6.68**	※

会計名		実質収支額	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	**国民健康保険特別会計**	9,745	0.3
	介護保険事業特別会計	99,652	3.4
	介護サービス事業	0	
	後期高齢者医療特別会計	688	0.0

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（%）」又は「連結実質赤字比率（%）」は負の値で表示されます。

会計名			資金不足・剰余額	（分母比）
法適用企業	宅地造成事業以外	**水道事業会計**	138,976	4.8
		下水道事業会計	58,507	2.0
	宅地造成事業			
法非適用企業	宅地造成事業以外			
	宅地造成事業			
合計			501,450	17.3
標準財政規模（再掲）			2,900,273	100.0
連結実質赤字比率（%）			**-17.28**	※

総括表③ 実質公債費比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 山形県金山町

（単位：千円）

	① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）（３③Ａ表「元利償還金」欄の数値を転記）	② 積立不足額を考慮して算定した額（３①表「エ」欄の数値を転記）	③ 満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）（３①表「ウ」欄の数値を転記）	④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（３②表「合計※」欄の数値を転記）	⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑦ 一時借入金の利子	⑧ 特定財源の額（３③Ａ表「特定財源計」欄の数値を転記）	⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る）
令和5年度	455,299			158,543	7,460	5,418		12,103	65,022	320,753	5,390
令和6年度	445,197			128,322	4,909	4,632		11,101	44,825	307,424	2,680
令和7年度	451,269			143,893	3,704	4,551		11,311	19,267	306,189	752

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債発行可能額
令和5年度	641,888	2,136,137	10,842
令和6年度	648,172	2,206,862	5,076
令和7年度	655,937	2,244,336	

⑮ 地方財政法第５条の３第４項第１号の規定に基づき総務大臣が定める額（特別区のみ記入）

	実質公債費比率（単年度）
令和5年度	9.31942
令和6年度	8.66325
令和7年度	10.32989

実質公債費比率（３か年平均）
9.4

（参考）

	⑥の内訳								
	ＰＦＩ事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第７条第１号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第７条第２号）	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第７条第３号）	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第７条第４号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第７条第５号）	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第６号）	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第７号）	その他これらに準ずると認められるもの（省令第７条第８号）	利子補給に係るもの（政令第12条第４号）
令和5年度									5,418
令和6年度									4,632
令和7年度									4,551

総括表④ 将来負担比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 **山形県金山町**

将来負担額

（単位：千円）

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等（損失補償、信託、貸付）	連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
3,923,540	4,551	1,037,547	43,614	355,139	0	0	0	0	0	0	0
（分母比）152	0	40	2	14							

充当可能財源等

（単位：千円）

充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
3,201,708	43,110	43,110	3,278,728
（分母比）124	2	2	127

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A － B		将来負担比率（%）
5,364,391	208	6,523,546	253	−1,159,155	−45	−
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C － D		−45.0
2,900,273	113	326,208	13	2,574,065	100	